

～ 腎障害のある患者さんの造影剤副作用と当院での対応 CT・MRI ～

腎障害のあるかたへの造影剤の使用には特に注意事項があります。

CTでは造影剤（ヨード製剤）による腎障害の悪化を避ける必要があります。

MRIでは造影剤（ガドリニウム製剤）が排泄されずガドリニウムが臓器に沈着して症状を生じること（腎性全身性線維症）を避ける必要があります。

【ヨード造影剤】

CTで通常使用される量の造影剤により腎障害が生じるか否かについては、議論のあるところですが、腎機能低下がある場合の造影剤使用には注意が必要であるとの見解はほぼ一致しています。

また日本ではビグアナイド系の薬剤（メトフォルミン）と造影剤の併用は乳酸アシドーシスを生じることがあるとして、日本の添付文書で緊急時以外の併用が腎障害の有無にかかわらず禁忌になっています。（欧米では腎障害のある場合のみに使用禁忌が普通です。）

【MRI用造影剤（ガドリニウム製剤）】

以前はMRI用造影剤は腎障害をきたすことがほとんどなく、腎障害に対しては使用制限がありませんでした。しかし腎性全身性線維症の存在が知られてからは腎障害のある場合は投与に制限が設けられています。

腎性全身性線維症はガドリニウム造影剤投与後、数日～数年で発症し、四肢の皮膚腫脹、発赤、硬化として発症します。また肺・心筋・肝・腎などを侵すことがあります。

<http://www.radiology.jp/content/files/649.pdf>

【当院での対応】

腎障害の疑われる患者さんには診療情報提供書に記載いただいたクレアチニン値や、写真のクレアチニン測定専用装置を使用してeGFRを推定しています。この結果により投与量制限、脱水の補正、投与中止などを決定しています。

メトフォルミンに関しては現在は日本の添付文書に従っての対応を行っています。

